

日本公認会計士協会・会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」(公開草案) に対する意見書提出について

デジタルグリッド株式会社(以下、デジタルグリッド)は、2023年6月26日に日本公認会計士協会(JICPA)が公開した「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」に対し、7月21日に意見書を提出いたしました。

意見書については、添付別紙の日本公認会計士協会宛「会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」(公開草案) への意見書」のとおりです。

デジタルグリッドとしては、日本に、追加性のある再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という)を増加させるための施策としてバーチャルPPAの普及は非常に重要な手段だと考えており、事業者の実務負担を軽減すべく、電力と環境価値の一体会計かつデリバティブ非該当と整理する形で、実務上の取り扱いを明確化することが必要、との意見を提出したものです。

本取り組みを通じて、日本会計基準におけるバーチャルPPAの実務負担が軽減されることを期待致します。

【会社概要】

会社名：デジタルグリッド株式会社 <https://www.digitalgrid.com/>

代表者：代表取締役社長 豊田祐介

設立：2017年10月

資本金：2,643,690,316円(2022年3月31日、資本準備金含む)

従業員数：47名(2023年6月1日現在)

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂ビル3階

事業内容：電力および環境価値取引プラットフォーム事業など

【本件の内容に関してのお問合せ先】デジタルグリッド株式会社 dgotoiawase@digitalgrid.com
TEL 03-6256-0008

【本件の取材に関してのお問合せ先】デジタルグリッド株式会社 広報室 石原 pr@digitalgrid.com
TEL 080-4388-3635/03-6256-0008 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂ビル3階

日本公認会計士協会 御中

デジタルグリッド株式会社

会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」(公開草案) への意見書

2023年6月26日に公開された頭書公開草案のバーチャルPPAの会計処理について以下の通り意見致します。

日本に追加性のある再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。)を増加させるための施策としてバーチャルPPAの普及は非常に重要な手段だと考えており、事業者の実務負担を軽減すべく、電力と環境価値の一体会計かつデリバティブ非該当と整理する形(P64ウ.考えられる会計処理の考察(ア))で、実務上の取り扱いを明確化頂き度お願い申し上げます。

記

1. 目的

改めてバーチャルPPA取引導入の目的は、効率的に追加性のある再エネを普及することにあります。これは世界の動向・我が国が掲げている再エネ普及の目標でもあり、今回の日本公認会計士協会様の意見書の目的(意見書P64)と整合します。従って、ここで重要なのはバーチャルPPA取引に関する会計基準の制定の判断により、再エネ普及の足枷になってはならず、ひいては我が国の再エネ普及を推進する点だと考えています。

特にバーチャルPPAは、①既存電力会社の契約を継続できる、②テナント企業など電力契約に決定権のない企業でも取り組める、③発電エリアと消費エリアを問わないため、今後多くの取組が期待されます。

2. 意見

現状、貴協会の意見書によると4通り(要素の分離×デリバティブ該当の有無)の会計処理が考えられますが、いずれの会計処理が選択された場合においても現行の会計基準の解釈を歪めるものではないと理解しました。従って、4通りの会計処理それぞれを導入した場合の実務的影響を考慮し、上述した目的の再エネ普及達成の観点から、会計基準を定める必要があると我々は考えています。なお、実務上の影響点は下記のとおりと判断しています。

① 要素の分離について

- 要素を分離する場合、環境価値の価格として一定の仮定を設けることになるが各社の判断が伴うため実務上のばらつきが生じ財務諸表の比較可能性を担保できません。例えば直近開催された非FIT非化石証書のオークションでは、買札が売札を大きく上回り上限価格をつけました。当該価格形成プロセスに疑義が生じたことも各社判断がブレる要因と考えます。
- バーチャルPPAを「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」に分離して会計処理することは経済的実態を適切に表していません。これは需要家側がバーチャルPPA導入を意思決定するうえでの判断材料として要素を分離して意思決定をしていないことに起因します。需要家は、バーチャルPPAで購入する環境価値の価格を「固定価格—電力市場価格」と定義・評価するのが一般的です。そのため、バーチャルPPAで生み出された環境価値を非FIT非化石証書市場価格と比較し、市場の時価を流用してバーチャルPPAの契約から環境価値要素のみを分離・価格算定することは、実務家視点で判断すると経済的実態を適切に表していないと考えられます。
- 会計上で要素を分離し会計処理を実施した場合、「電力の市場価格の変動に係る精算」部分については、会計上のデリバティブの該当の有無に関わらず、税務上はデリバティブに該当する可能性が高いと考えられます。従って、会計上において時価評価が要求されない場合においても、会計上の要素の分離の有無によっては、税務上は時価評価をする必要があり、この点においても実務上の過大な負担となることが想定されます。

② デリバティブの該当の有無について

- ・デリバティブと判断される場合、需要家及び発電家側においては時価評価を実施することになります。会計上の見積り要素として、将来の電力の市場価格および、将来発電量等を仮定して時価評価を実施することになりますが、それらには整備された市場がないこと（電力先物市場は 24 か月まで）、また、将来発電量の仮定には見積り要素が多分に含まれることから、各社の判断に実務上のばらつきが生じ財務諸表の比較可能性を担保できません。
- ・見積もる場合においても、バーチャル PPA の契約期間は通常 10 年以上の長期になることが想定されること、発電家側においては中小企業（個人も含む）も考えられることから、見積り期間・情報取得の困難性を鑑みると、需要家が合理的な時価を見積り評価することは実務上の過大な負担となることが想定されます。

3. まとめ

上記のとおり、そもそもの目的及び実務上の影響を鑑みると、バーチャル PPA を分離処理しデリバティブとして扱う必要性は乏しいと考えます。加えて、財務諸表利用者にとってバーチャル PPA の分離情報・デリバティブ情報は有用ではないと考えられます。従って、電力と環境価値の一体会計とデリバティブ非該当と整理する形（P64 ウ.考えられる会計処理の考察（ア））が最も望ましい会計処理と考えています。

また、仮に他の会計処理を定める場合でもあっても、貴協会においては実務上のガイドラインを制定や、例外規定（例えば、デリバティブに該当するが時価評価を要しない規定（金融商品会計に関する実務指針 104 項に類推する指針））等を整備いただき、会計基準の定めが再エネ普及の妨げにならない方針を定めることを要請します。